

監 査 報 告 書

学校法人 大橋学園
理事会・評議員会 御中

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人大橋学園寄附行為第9条の規定に基づき、学校法人大橋学園の平成30年度（平成30年4月1日～平成31年3月31日まで）の業務及び財産の状況について監査を行った。

監査にあたっては、理事会及び評議員会に出席するとともに、法人本部、法人設置の短期大学、専門学校、高等専修学校の定期的な往査を行い、法人の役員、法人設置の短期大学、専門学校、高等専修学校の責任者、それぞれの部署の担当責任者から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類の検討、財務状況の調査など、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人大橋学園の業務・財産に関する不正の行為、並びに法令・寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

令和1年5月16日

学校法人大橋学園

監事 西元 勝也

監事 矢野 範子